

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○薬学生修学資金貸付条例施行規則

(薬務課)

一

告 示

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業

共済に係る加入区の設定)の一部改正

(水産林政総務課)

一一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

一二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

一二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(同)

一二

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

一三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)

一三

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示(二件)

一三

規 則

薬学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

薬学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、薬学生修学資金貸付条例(令和六年宮城県条例第六十三号。以下「条例」とい
う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第二条 条例第四条の規則で定める修学資金の貸付金額は、月額五万円とする。

(貸付けの期間)

第三条 修学資金の貸付けの期間は、条例第七条の規定により知事が修学資金の貸付けの適否を決定
した日の属する月(知事が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の四月
から、大学を卒業した日の属する月までとする。

(貸付けの申請)

第四条 条例第五条に規定する申請書は、薬学生修学資金貸付申請書(様式第一号)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 大学の在学証明書

二 戸籍抄本又はこれに代わるもの

三 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第二号)

四 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第五条 条例第六条第一項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金及び利息の償還の責任を負うこ
とができる資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするこ
きは、保証人変更願(様式第三号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定等)

第六条 条例第七条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必
要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 条例第七条の規定による通知は、薬学生修学資金貸付決定通知書(様式第四号)又は薬学生修学
資金貸付不承認決定通知書(様式第五号)によるものとする。

(契約の締結)

第七条 条例第七条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が修学資
金の交付を受けるには、知事と薬学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

(交付申請書の提出等)

第八条 貸付決定者は、修学資金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、知事の定める日までに所
属する学年を記載した「在学証明書を添付した薬学生修学資金交付申請書(様式第六号)」を知事に提
出しなければならない。

2 修学資金は、四月から九月までの修学に係るものについては当該年度の六月に、十月から三月ま

での修学に係るものについては当該年度の十月に交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 貸付決定者は、条例第八条の規定により修学資金の貸付けを休止され、又は停止された場合において、既に貸付けを休止され、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(業務の申出等)

第九条 修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、あらかじめ医療機関勤務申出書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、遅滞なく、指定医療機関を指定し、修学資金の貸付けを受けた者に対し、指定医療機関指定通知書(様式第八号)により通知するものとする。

3 業務に従事している者は、勤務する医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ医療機関変更申出書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出があつたときについて準用する。

5 業務に従事している者は、当該業務を終了しようとするときは、あらかじめ指定医療機関勤務終了申出書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(償還期間)

第十条 条例第九条の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日(条例第八条第三項の規定により貸付けを停止されたときは、当該停止の日)の属する月の翌月の末日までとする。

(償還の猶予の申請等)

第十一条 条例第十条の規定により修学資金及び利息の償還の猶予を受けようとする者は、薬学生修学資金償還猶予申請書(様式第十一号)に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還の猶予の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還猶予決定通知書(様式第十二号)又は薬学生修学資金償還猶予不承認決定通知書(様式第十三号)により通知するものとする。

(償還の免除の申請等)

第十二条 条例第十一条の規定により修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、薬学生修学資金償還免除申請書(様式第十四号)に同条第一項又は第二項に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還及び支払の免除の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還免除決定通知書(様式第十五号)又は薬学生修学資金償還免除不承認決定通知書(様式第十六号)により通知するものとする。

(期間の算定方法)

第十三条 条例第十一条第一項の規定による償還の免除に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間(休職(業務に起因するものを除く。)及び停職の期間(当該期間に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。))を除く。)を業務に従事した期間とする。

(届出等)

第十四条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第十七号)にその該当する事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。

二 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。

三 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

四 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

五 氏名又は住所を変更したとき。

六 薬剤師の免許を取得したとき。

七 保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

2 保証人は、修学資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、届出書にその事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年四月三十日までに業務従事状況報告書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

乗学生修学資金貸付申請書 宮城県知事 殿 申請者(本人)氏名		年 月 日
乗学生修学資金の貸付けを受けたので、乗学生修学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。 なお、貸付けを受けることとなったときは、同条例及び乗学生修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要従事期間、指定医療機関における業務に従事します。		
本人 現住所及び電話番号 〒 () () -	現住所及び電話番号 〒 () () -	大学名等 所属する学年 大学科
本籍地住所 〒	生年月日及び年齢 () () ()	年 月 日 (満 歳)
(ふりがな)氏 () () ()	生年月日及び年齢 () () ()	年 月 日 (満 歳)
現住所及び電話番号 〒 () () -	現住所及び電話番号 〒 () () -	続柄 () () ()
職 業 () () ()	職 業 () () ()	年 月 日 (満 歳)
申請者が貸付けを受ける乗学生修学資金については、本人と連帯して責任を負います。		

- 添付書類
- 1 大学の在学証明書
 - 2 戸籍抄本又はこれに代わるもの
 - 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号)
 - 4 その他知事が必要と認める書類

様式第2号 (第4条関係)

乗学生修学資金貸付者推薦調書		
大学名		
(ふりがな)氏名 () () ()	入学年月 卒業予定年月 在学年	年 月 日 年 月 日 第 学年
生年月日 年 月 日	日生(満 歳) () () ()	
学業に関する状況		
健康に関する状況		
その他意見(申請者の人物評価等その他推薦事項:任意記入)		
上記の者は、乗学生修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められますので推薦します。 宮城県知事 殿 大学の学長又は学部長 年 月 日 印		

保証人変更願

宮城県知事

殿

年 月 日

申請者 (本人) 氏名

次のとおり保証人の変更を承認願います。
なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して薬学生修学資金貸付条例に基づき修学資金及び利息の償還の債務を負担します。

新保証人	(ふりがな) 氏名	() () ()	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () () -	続柄	
旧保証人	職 業		年 取	円
	(ふりがな) 氏名	() () ()	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
現住所及び電話番号		〒 () () -	続柄	
変更の事由				
変更年月日		年 月 日		

薬学生修学資金貸付決定通知書

殿

年 月 日

宮城県知事

印

年 月 日付にて申請のあった薬学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので、薬学生修学資金貸付条例第7条の規定により通知します。

記

決定番号	第 号
貸付金額	月額 円
貸付期間	年 月から 薬学生修学資金貸付条例施行規則第3条の規定による貸付けの期間が終了する月 まで

様式第5号 (第6条関係)

棄学生修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった棄学生修学資金の貸付けについては、不承認と決定しましたので、棄学生修学資金貸付条例第7条の規定により通知します。

様式第6号 (第8条関係)

棄学生修学資金交付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

棄学生修学資金貸付条例施行規則第8条第1項の規定により、年 月 から年 月 までの修学資金として下記金額の交付を申請します。

金 円

記

添付書類
在学証明書

様式第7号 (第9条関係)

医療機関勤務申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

乗学生修学資金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり医療機関での勤務を希望しますので、申し出ます。

記

勤務開始希望日	年 月 日から
勤務希望医療機関の 名 称	

様式第8号 (第9条関係)

指定医療機関指定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事 印

乗学生修学資金貸付条例第10条第2号に規定する指定医療機関を下記のとおり指定しましたので、乗学生修学資金貸付条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

勤務開始予定日	年 月 日から
指定医療機関の 名 称	
特定医療機関の有 無	有 ・ 無
条 件	

様式第9号 (第9条関係)

医療機関変更申出書		年 月 日
宮城県知事	殿	
申請者 住 所 氏 名		
<p>乗学生修学資金貸付条例施行規則第9条第3項の規定により、下記のとおり勤務する医療機関を変更したいので、申し出ます。</p>		
記		
変更前の医療機関の 名 称		
変更後の医療機関の 名 称		
変更希望年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第10号 (第9条関係)

指定医療機関勤務終了申出書		年 月 日
宮城県知事	殿	
申請者 住 所 氏 名		
<p>乗学生修学資金貸付条例施行規則第9条第5項の規定により、下記のとおり指定医療機関での勤務を終了したいので、申し出ます。</p>		
記		
現在勤務している 指定医療機関の名称		
勤務終了予定年月日	年 月 日	
終了の理由		

兼学生修学資金償還猶子申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所 氏名

兼学生修学資金貸付条例第10条の規定により、下記のとおり修学資金及び利息の償還の猶子を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所	
貸付けを受けた者の氏名	
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金 円
償還未済額のうち猶子を受けようとする額	金 円
薬剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
現在在籍している大学又は勤務している指定医療機関の名称	
猶子を受けようとする理由	
猶子を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

猶子を受けようとする理由の欄に記載の事実を証する書類

兼学生修学資金償還猶子決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金及び利息の償還の猶子については、下記のとおり決定しましたので通知します。ただし、兼学生修学資金貸付条例第10条各号のいずれにも該当しなくなったときは、決定を取消すことがあります。

記

貸付けを受けた修学資金の償還未済額 金 円

償還未済額のうち猶子する額 金 円

猶子決定後の償還期限 年 月 日

(猶子決定前の償還期限 年 月 日)

様式第13号 (第11条関係)

乗学生修学資金償還猶子不承認決定通知書

年 月 日

股 宮城県知事 印

年 月 日付で申請のあった修学資金及び利息の償還の猶子については、下記の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

理 由 記

様式第14号 (第12条関係)

乗学生修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事 股

申請者 決定番号
住 所 氏 名

乗学生修学資金貸付条例第11条 {第1項} の規定により、下記のとおり {修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払} の {全部} {一部} の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所	
貸付けを受けた者の氏名	
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)
貸付けを受けた修学資金等の償還未済額	金 円
償還未済額のうち免除を受けようとする額	金 円
業務に従事した指定医療機関の名称及び期間	名 称
	期 間
乗剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
休職の有無及びその期間	
免除を受けようとする事由及びその年月日	年 月 日

備考 該当しない事項の欄には「該当なし」と記入してください。

添付書類 免除を受けようとする事由及びその年月日を証明する書類

様式第15号 (第12条関係)

卒業生修学資金償還免除決定通知書
 殿
 宮城県知事
 印
 年 月 日
 卒業生修学資金貸付条例第11条 {第1項} の規定により、下記のとおり {修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払} を免除することに決定しましたので通知します。
 記
 免 除 額 円

様式第16号 (第12条関係)

卒業生修学資金償還免除不承認決定通知書
 殿
 宮城県知事
 印
 年 月 日
 年 月 日付けで申請のあった {卒業生修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払} の免除については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。
 記
 理 由

様式第17号 (第14条関係)

届 出 書

宮城県知事 殿

年 月 日

住 所 氏 名

乗学生修学資金貸付条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類
届出内容の欄に記載した事実を証する書類

様式第18号 (第14条関係)

業務従事状況報告書

宮城県知事 殿

年 月 日

住 所 氏 名

年度の業務従事状況は、以下のとおりです。

指定医療機関の 名 称	
業務従事期間	年 月から 年 月まで
休 職 状 況※	年 月から 年 月まで

※業務従事期間内に休職期間がある場合は、記入願います。
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医 療 機 関 名
代 表 者 名

印

告 示

○宮城県告示第七百三十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月二十二日から施行する。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち菅の浜、館浜、板橋及び港の区域）の項中「嘯S窓」を「嘯S窓」に改める。

○宮城県告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字弘川一九一の一、一九一の三、一九一の一五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字弘川一九一の一・一九一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かみ}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かみ}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和四年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊一のとおり公表する。

令和六年十一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和五年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

令和六年十一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

○宮選管告示第百二十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二「社団法人至誠会介護老人保健施設由季の里」の項中「社団法人至誠会介護老人保健施設由季の里」を「医療法人社団駿栄会介護老人保健施設由季の里」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十一月二十二日から施行する。

○宮選管告示第百二十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「医療法人友仁会松島病院」の項の次に次のように加える。

医療法人友仁会介護医療院松島みどりの家 同 郡同 町高城字浜一番地の二六

別表第一の二「登米市立豊里老人保健施設スマイルとよさとの項中「登米市立豊里老人保健施設スマイルとよさと」を「登米市立豊里老人保健施設」に改める。

別表第一の二「医療法人友仁会老人保健施設松島みどりの家の項を削る。

別表第二「社会福祉法人鶴寿会軽費老人ホーム蔵王グリーンホーム」の項を削る。

附 則

この告示は、令和六年十一月二十二日から施行する。